

令和2年3月

伊那市議会定例会議案書

令和2年2月25日

令和2年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について……………	4
議案第2号	辺地に係る総合整備計画の策定について……………	5
議案第3号	箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について……	8
議案第4号	南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について…	12
議案第5号	請負契約の締結について……………	16
議案第6号	公の施設の指定管理者の指定について……………	17
議案第7号	伊那市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例……………	18
議案第8号	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例……	19
議案第9号	伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	23
議案第10号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……	29
議案第11号	伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	31
議案第12号	伊那市印鑑条例の一部を改正する条例……………	32
議案第13号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	33
議案第14号	伊那市産業と若者が息づく拠点施設条例……………	43
議案第15号	伊那市体験交流施設条例……………	48
議案第16号	伊那市公共物管理条例及び伊那市準用河川占用料徴収条例の一部を 改正する条例……………	51
議案第17号	伊那市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	56
議案第18号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	57
議案第19号	伊那市生涯学習センター条例の一部を改正する条例……………	59
議案第20号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……………	61
議案第21号	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例……………	63
議案第22号	伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	64
議案第23号	伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	65
議案第24号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	66
議案第25号	令和元年度伊那市一般会計第8回補正予算について……………	72
議案第26号	令和元年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について……	73

議案第27号	令和元年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算 について……………	74
議案第28号	令和元年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について…	75
議案第29号	令和元年度伊那市介護保険特別会計第3回補正予算について……………	76
議案第30号	令和元年度伊那市営駐車場事業特別会計第2回補正予算について…………	77
議案第31号	令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第4回補正予算に ついて……………	78
議案第32号	令和元年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	79
議案第33号	令和元年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………	80
議案第34号	令和元年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……………	81
議案第35号	令和2年度伊那市一般会計予算について……………	82
議案第36号	令和2年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	83
議案第37号	令和2年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について…………	84
議案第38号	令和2年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	85
議案第39号	令和2年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	86
議案第40号	令和2年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	87
議案第41号	令和2年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について……………	88
議案第42号	令和2年度伊那市水道事業会計予算について……………	89
議案第43号	令和2年度伊那市下水道事業会計予算について……………	90
議案第44号	令和2年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	91

新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について

新市まちづくり計画（新市建設計画）を別冊のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 19 号）の施行に伴い、計画期間を 5 年間延長（令和 7 年度まで）するため、提案するものであります。

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

横山地区における辺地に係る総合整備計画を策定するため、提案するものであります。

総合整備計画書

長野県伊那市 ^{よこやま}横山辺地

辺地の人口 1 9 4 人：面積 2.1 km²

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 横山 |
| (2) 地域の中心の位置 | 伊那市横山 9 2 5 3 番地ほか 3 筆 |
| (3) 辺地度点数 | 1 4 9 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の西に位置し、中央アルプスを境に木曾地域に接している。この地域の一部は、中央アルプス県立公園に含まれる山地で、その麓に田園、畑作地帯、そして広大な平地林が形成されている。

本辺地には、令和 2 年 3 月に廃止を予定している最終処分場、ごみ処理施設「鳩吹クリーンセンター」があるが、現在活用されていないこの施設を改修再利用することにより、自転車を中心としたアクティビティ施設を整備し、また、辺地内にある鳩吹山のパラグライダーなどとの連携を図ることにより、本市の西部地区をアクティビティのメッカとすることによる地域活性化を図る必要がある。

整備するアクティビティ施設に隣接する鳩吹公園は、面積 5 7, 8 3 3 m²の都市公園で、多目的広場、時計付きの展望台、管理棟、駐車場 2 8 5 台分、トイレ 2 棟、マレットゴルフコース、ふれあい交流施設を備え、ツツジ約 3 万本が植えられている。春から夏にかけてツツジをはじめ様々な花が咲き、多くの人が市内外から訪れる。多目的広場では、毎年横山地区の運動会が開催され、同公園は地域住民の憩いと交流の場であるとともに、公園の管理に地元住民を雇用するなど地域の活性化にも寄与してきた。平成 5 年の開設以来 2 6 年が経過して施設の老朽化が進んでおり、アクティビティ施設と公園を一体的に整備し、また、周辺の集会施設、キャンプ場などに通じる市道、林道の整備を行うことにより広範囲にわたる地域活性化を展開していく必要がある。

3 公共的施設の整備計画

2 0 2 0 年度（令和 2 年度）から 2 0 2 3 年度（令和 5 年度）まで 4 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
アクティ ビティ施 設整備	伊那市	250,000	0	250,000	250,000
鳩吹公園 整備	伊那市	100,000	0	100,000	100,000
市道改良	伊那市	14,100	0	14,100	14,100
林道整備	伊那市	23,000	0	23,000	23,000
合 計		387,100	0	387,100	387,100

箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、箕輪町との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

箕輪町との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と箕輪町（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表

1 生活機能の強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
医療	圏域内における救急医療の充実や医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における救急医療の充実や医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における救急医療の充実や医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた各種事業に取り組む。
福祉	圏域内における住民の健康増進や高齢者及び障害者サービスの充実、子育て支援や環境の向上に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における住民の健康増進や高齢者及び障害者サービスの充実、子育て支援や環境の向上のための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における住民の健康増進や高齢者及び障害者サービスの充実、子育て支援や環境の向上のための各種事業に取り組む。
教育	圏域内における教育環境の充実や生涯学習施設及び図書館の相互利用、文化・芸術活動等の振興に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における教育環境の充実や生涯学習施設及び図書館の相互利用、文化・芸術活動等の振興に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における教育環境の充実や生涯学習施設及び図書館の相互利用、文化・芸術活動等の振興に向けた各種事業に取り組む。
土地利用	圏域内におけるそれぞれの地域特性を活かした土地利用に関する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内におけるそれぞれの地域特性を活かした土地利用に関する各種事業の中心的な役割を担	甲と連携して、圏域内におけるそれぞれの地域特性を活かした土地利用に関する各種事業に取り組む。

		う。	
産業振興	圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。

2 結びつきやネットワークの強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	圏域内の日常生活圏の拡大や利便性向上を図るための地域公共交通サービスの提供に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における日常生活圏の拡大や利便性向上を図るための地域公共交通サービスの提供に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における日常生活圏の拡大や利便性向上を図るための地域公共交通サービスの提供に向けた各種事業に取り組む。
情報インフラ	圏域内における地域情報の共有や情報発信媒体等の活用による効果的な情報発信事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における地域情報の共有や情報発信媒体等の活用による効果的な情報発信に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における地域情報の共有や情報発信媒体等の活用による効果的な情報発信に向けた各種事業に取り組む。
道路等インフラ	圏域内の交流を促進するための、基幹道路や生活幹線道路等を中心とした交通インフラの整備を進めていく取組等に対する連携を行う。	乙と連携して、圏域内における基幹道路や生活幹線道路等を中心とした交通インフラの整備を進めていく取組等に対する連携の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における基幹道路や生活幹線道路等を中心とした交通インフラの整備を進めていく取組等に対する連携を行う。
地産地消	圏域内の地産地消の普及の推進、地場農産物のブランド化、販路拡大に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における地産地消の普及の推進や地場農産物のブランド化、販路拡大に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における地産地消の普及の推進や地場農産物のブランド化、販路拡大に向けた各種事業に取り組む。

移住定住促進・地域振興	圏域内の住民相互の交流や都市部の住民との交流による関係人口づくり、移住・定住の促進等による地域活性化につなげるための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における住民相互の交流や都市部の住民との交流による関係人口づくり、移住・定住の促進等による地域活性化につなげるための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における住民相互の交流や都市部の住民との交流による関係人口づくり、移住・定住の促進等による地域活性化につなげるための各種事業に取り組む。
-------------	--	---	--

3 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	圏域内の人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田3050番地
長野県伊那市
伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地
長野県上伊那郡箕輪町
箕輪町長 印

南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、南箕輪村との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年伊那市条例第32号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

南箕輪村との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と南箕輪村（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表

1 生活機能の強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
医療	圏域内における救急医療の充実や医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における救急医療の充実や医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における救急医療の充実や医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた各種事業に取り組む。
福祉	圏域内における住民の健康増進や高齢者及び障害者サービスの充実、子育て支援や環境の向上に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における住民の健康増進や高齢者及び障害者サービスの充実、子育て支援や環境の向上のための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における住民の健康増進や高齢者及び障害者サービスの充実、子育て支援や環境の向上のための各種事業に取り組む。
教育	圏域内における教育環境の充実や生涯学習施設及び図書館の相互利用、文化・芸術活動等の振興に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における教育環境の充実や生涯学習施設及び図書館の相互利用、文化・芸術活動等の振興に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における教育環境の充実や生涯学習施設及び図書館の相互利用、文化・芸術活動等の振興に向けた各種事業に取り組む。
土地利用	圏域内におけるそれぞれの地域特性を活かした土地利用に関する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内におけるそれぞれの地域特性を活かした土地利用に関する各種事業の中心的な役割を担	甲と連携して、圏域内におけるそれぞれの地域特性を活かした土地利用に関する各種事業に取り組む。

		う。	
産業振興	圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。

2 結びつきやネットワークの強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	圏域内の日常生活圏の拡大や利便性向上を図るための地域公共交通サービスの提供に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における日常生活圏の拡大や利便性向上を図るための地域公共交通サービスの提供に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における日常生活圏の拡大や利便性向上を図るための地域公共交通サービスの提供に向けた各種事業に取り組む。
情報インフラ	圏域内における地域情報の共有や情報発信媒体等の活用による効果的な情報発信事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における地域情報の共有や情報発信媒体等の活用による効果的な情報発信に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における地域情報の共有や情報発信媒体等の活用による効果的な情報発信に向けた各種事業に取り組む。
道路等インフラ	圏域内の交流を促進するための、基幹道路や生活幹線道路等を中心とした交通インフラの整備を進めていく取組等に対する連携を行う。	乙と連携して、圏域内における基幹道路や生活幹線道路等を中心とした交通インフラの整備を進めていく取組等に対する連携の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における基幹道路や生活幹線道路等を中心とした交通インフラの整備を進めていく取組等に対する連携を行う。
地産地消	圏域内の地産地消の普及の推進、地場農産物のブランド化、販路拡大に向けた各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における地産地消の普及の推進や地場農産物のブランド化、販路拡大に向けた各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における地産地消の普及の推進や地場農産物のブランド化、販路拡大に向けた各種事業に取り組む。

移住定住促進・地域振興	圏域内の住民相互の交流や都市部の住民との交流による関係人口づくり、移住・定住の促進等による地域活性化につなげるための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における住民相互の交流や都市部の住民との交流による関係人口づくり、移住・定住の促進等による地域活性化につなげるための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における住民相互の交流や都市部の住民との交流による関係人口づくり、移住・定住の促進等による地域活性化につなげるための各種事業に取り組む。
-------------	--	---	--

3 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	圏域内の人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田3050番地
長野県伊那市
伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
長野県上伊那郡南箕輪村
南箕輪村長 印

請負契約の締結について

伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 197,813,000円
(内消費税 17,983,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市上牧6474番地
宮下建設株式会社
代表取締役 宮下 金俊 |

令和2年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
渡場いきいき交流施設	渡場区	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

令和2年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

伊那市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

伊那市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例（平成 20 年伊那市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「長谷有線テレビジョン放送施設」を「伊那市長谷有線テレビジョン放送施設」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 登録有線一般放送事業者、届出有線一般放送事業者及び電気通信事業者として使用することが可能な有線電気通信設備の整備、維持、管理及び運用に係る業務
- (2) 法第 2 条第 26 号に規定する放送事業者の行う放送の同時再放送業務
- (3) 市及び公共的団体からの情報の提供に係る告知放送業務
- (4) 前 3 号に規定する業務に附帯する一切の業務

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行えるものとする。

- (1) 福祉及び文化の向上等に必要な情報の提供
- (2) 産業の振興を図るために必要な情報の提供
- (3) 卸電気通信役務の提供
- (4) 非常時災害、火災その他緊急の情報の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

第 4 条中「長谷地区の有線テレビ施設の幹線及び引込線がある区域とする」を「総務大臣により登録された有線一般放送を行う業務区域内にあって、長谷地区の有線テレビ施設の有線電気通信設備の回線の敷設範囲内とする」に改め、同条ただし書を削る。

第 5 条第 2 項中「ホームターミナル（有料テレビ放送を受信するために設置する端末装置をいう。）及び音声告知端末機（有線テレビ施設を利用して音声情報を受信するために設置する端末装置をいう。）（以下これらを「端末機等」を「受信用光伝達装置（V i d e o - O p t i c a l N e t w o r k U n i t）（以下「V - O N U」という。）及び有線テレビ施設を利用して有線一般放送のラジオ放送として行われる告知放送業務の音声情報を受信するために設置する端末装置（以下「告知端末」に改め、同条第 3 項中「端末機等」を「V - O N U 及び告知端末」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に規定する場合は、この限りでない。

第5条第4項中「端末機等」を「V-ONU及び告知端末」に、「転貸してはならない」を「転貸してはならないものとし、V-ONUより出力される回線を加入者以外の者の使用に供してはならないものとする」に改め、同条に次の4項を加える。

- 6 市長は、有線テレビ施設又は有線電気通信設備の一部又は全部を共有する法第127条の規定に基づき総務大臣に登録された有線一般放送事業者を公示するものとする。
- 7 前項に規定する公示された者のうちから、市長が特に指定する有線一般放送事業者（以下「特定事業者」という。）と加入者は、有線テレビ施設への加入時に自動的に加入契約を締結したこととする。
- 8 特定事業者から加入者に提供されるサービスは、特定事業者が設定する加入金及び利用料が無料の基本サービスに限られるものとする。ただし、加入者が特定事業者との間で有料のサービスの提供に係る契約を締結した場合にあっては、この限りでない。
- 9 特定事業者に係る個人情報の管理と個人情報の共同利用については、規則で定める。

第6条第1項中「速やかに」を「市長が指定する納付の方法により」に改め、同条第2項中「受信者端子（以下「保安器」という。）」を「設置されるV-ONU」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、集合住宅において、1台のV-ONUを設置して使用する場合にあっては、各世帯に引き込まれる回線1条につき、55,000円とする。

第7条第1項中「有線テレビ施設のうち保安器」を「有線電気通信設備のうちV-ONU」に改め、同項ただし書中「タップオフ（幹線に送られた電磁波を引込線へ分岐する機器をいう。）から保安器までの引込線の変更工事を行う場合については、加入者が費用」を「次に掲げる変更工事を行う場合は、加入者がその費用の全額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) V-ONUに接続する光ファイバーケーブル（以下「光線」という。）に関し、V-ONUから最寄りの光線の結合器又は分岐器までの間に設置されている光線を移設する場合
- (2) V-ONUの設置位置を変更しようとする場合

第7条第2項中「保安器」を「V-ONU」に、「端末機等までの設置及び維持管理は、加入者が行うもの」を「テレビジョン放送受信機又は告知端末までの回線及び装置の設置、維持管理及び運用は、加入者が行うものとし、V-ONUの稼働に必要な電源確保と電気の供給を含め、これらに要する費用は、加入者の負担」に改め、同条第3項中「保安器までの部分」を「V-ONUまでの有線電気通信設備」に改め、

同条第5項中「工事、修理等」を「設置、変更、修理、改善及び復旧に係る工事」に改める。

第8条第2項中「保安器」を「設置されるV-ONU」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、集合住宅において、1台のV-ONUを設置して使用する場合にあっては、各世帯に引き込まれる回線1条につき2,750円とする。

第11条中「使用料」を「加入金又は使用料」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「使用」を「提供される放送の利用」に改め、同条第3号中「及び端末機等」を「の有線電気通信設備、告知端末及びこれらに附帯する」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 3か月にわたり使用料を納付しないときは利用の停止とし、その後6か月にわたり改善が見られないときは加入の許可の取消しとする。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により加入者が、提供される放送の利用停止又は加入の許可の取消しとなった場合は、第5条第7項及び同条第8項の規定にかかわらず、特定事業者からのサービスの提供についても利用を停止され、又は加入を取り消されたものとする。

第15条中「災害等」を「天災、事変その他」に改める。

第16条中「及び端末機等」を「の有線電気通信設備、告知端末及びこれらに附帯する」に改める。

第17条を次のように改める。

(有線テレビ施設の設備共用と加入の特例)

第17条 加入者とならずに、有線テレビ施設の有線電気通信設備を使用して特定事業者のサービスの提供を受けることはできないものとする。

- 2 第13条の規定に基づき加入者が脱退した場合においても、継続して特定事業者のサービスの提供を受けることはできないものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

ケーブルテレビネットワーク光化整備工事及び総務省への届出等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 43 号」の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、同条第 2 項中「伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第 10 条 法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 伊那市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

第 14 条を第 24 条とする。

第 13 条中「第 5 条の」を「第 14 条の」に改め、同条を第 23 条とし、第 12 条を第 22 条とし、第 11 条を第 21 条とし、第 10 条の次に次の 10 条を加える。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第 11 条 法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 14 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が

相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復した
こと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより
取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係
る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと
（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児
短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により
任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時
間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行って
いるが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測
することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子に
ついて育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった
こと。

（法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第2
条第6項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（法第10条
第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たり
の勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間
35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、
当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、
23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めよ
うとする日の1月前又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に
掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子
に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内
容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第15条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生じること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第16条 任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第17条 退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第18条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（育児短時間勤務職員等の給与条例の特例）

第19条 育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第25条第2	再任用短時間	法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をし

号	勤務職員	ている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第35条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の125）を乗じて得た額とする
第48条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第4項及び第52条第2項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第5項	市長が定める	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市長が別に定める

（部分休業をすることができない職員）

第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第13条の規定による承認の請求は、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

（伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

- 3 伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第

5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「第 1 項から前項まで」を「前各項」に改め、「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内とする。

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として市長が規則で定める場合に限り、当該継続的な勤務をすることを命じることができる。

第 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として市長が規則で定める場合に限り、正規の勤務時間外において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命じることができる。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 4 項から第 6 項まで」を「第 2 条第 6 項から第 8 項まで」に改める。

（伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

4 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 13 条第 4 項及び第 35 条第 3 項中「第 2 条第 4 項から第 6 項まで」を「第 2 条第 6 項から第 8 項まで」に改める。

第 36 条第 2 項中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 6 項」に、「第 2 条第 5 項又は第 6 項」を「第 2 条第 7 項又は第 8 項」に改める。

第 39 条第 1 項中「第 2 条第 4 項から第 6 項まで」を「第 2 条第 6 項から第 8 項

まで」に改める。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の規定に基づく育児短時間勤務制度に関し、必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

教育長	654,000 円
-----	-----------

」を

「

教育長	662,000 円
-----	-----------

」に

改める。

別表第 2 中

「

市議会議員	議長	464,000 円
	副議長	388,000 円
	議員	365,000 円

」を

「

市議会議員	議長	467,000 円
	副議長	391,000 円
	議員	368,000 円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

(提案理由)

伊那市特別職報酬等審議会からの答申による教育長の給料月額及び市議会議員の議員報酬の額の改定を行うため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険税条例（平成 18 年伊那市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 国民健康保険法第 59 条各号のいずれかに該当する者

第 27 条第 2 項中「納期限まで」の次に「（ただし、同項第 3 号に該当する場合は、この限りでない。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国民健康保険税の減免対象者を追加するため、提案するものであります。

伊那市印鑑条例の一部を改正する条例

伊那市印鑑条例（平成 18 年伊那市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 7 条第 1 項第 4 号及び第 13 条第 6 号中「記載」を「記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当

するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、

「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認

定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「にあつては、その利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の選考方法」を「同項の選考方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「支給認定子どもにあつては」を「満3歳未満保育認定子どもにあつては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第1項本文」を「第1項」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「、前項本文の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときには、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が

特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあ

るのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育園（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育園における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第42条第1項本文」を「第42条第1項」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の施行に伴い、
所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市産業と若者が息づく拠点施設条例

(設置)

第1条 産業と若者のつながりを創出するとともに、地域産業の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、産業と若者が息づく拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市産業と若者が息づく拠点施設

位置 伊那市荒井3428番地7

(拠点施設の用途)

第3条 拠点施設に次の施設を置く。

(1) 共用施設（多目的室、会議室及びシェアデスクのことをいう。以下同じ。）

(2) オフィス専用施設（貸オフィス及び産業支援ルームのことをいう。以下「オフィス等」という。）

(指定管理者による管理)

第4条 拠点施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、拠点施設において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 拠点施設の使用の許可、使用の停止等に関する業務

(2) 拠点施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、拠点施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間及び休館日)

第6条 共用施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 木曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、共用施設の開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用対象者)

第7条 オフィス等を使用することができる者は、個人又は法人のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、指定管理者が使用させることが適当であると認められたものとする。

(1) 拠点となる事務所を有する者で、オフィス等を使用した後において、新たに市内へ事務所を開設しようとしているもの

(2) 新規に事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以後5年を経過していない者で、市内へ拠点となる事務所を開設しようとしているもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に適当と認める者は、オフィス等を使用することができるものとする。

(使用の許可)

第8条 拠点施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第9条 オフィス等の使用期間は、5年以内とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、使用期間を延長することができる。

(使用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) 拠点施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第11条 拠点施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 オフィス等の使用者は、オフィス等の利用料金を毎月末までに納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が、相当の理由があると認めたとき。

(使用者の費用負担)

第14条 オフィス等において、次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 使用者が使用するオフィス等の光熱水費及び通信費

(2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じたオフィス等の修繕等に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が指定する費用
(目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外に拠点施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者は、拠点施設に特別の設備等をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において設備等をさせることができる。

(物品の販売)

第17条 使用者は、物品の販売その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、拠点施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、使用許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を納期限までに納付しないとき。

(5) 第10条各号の規定のいずれかに該当したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者において必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、拠点施設の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第20条 使用者は、使用に際し施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第21条 第4条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、拠点施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が拠点施設の管理を行う場合における第6条から第10条まで、第14条、第16条から第18条まで及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条及び第 9 条	指定管理者は、特に必要 があると認めるときは、 市長の承認を得て	市長は、特に必要がある と認めるときは
第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 14 条及び第 16 条から第 18 条まで	指定管理者	市長
別表	(第 11 条関係)	(第 22 条関係)
別表	利用料金	使用料

(使用料)

第 22 条 第 11 条の規定にかかわらず、市長が管理する拠点施設を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 オフィス等の使用者は、オフィス等の使用料を毎月末までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 23 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 24 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前 7 日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めたとき。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 11 条関係)

施設等利用料金

1 共用施設

区分		利用料金
多目的室	午前 9 時から正午まで	2,400 円
	正午から午後 3 時まで	2,400 円
	午後 3 時から午後 6 時まで	2,400 円
	午後 6 時から午後 9 時まで	2,400 円

会議室	1時間につき	200円
シェアデスク	1人1時間につき	100円
附属設備	市長が別に定める額	
冷房又は暖房	市長が別に定める額	

2 オフィス専用施設

区分	利用料金（月額）
オフィスA	43,000円
オフィスB	38,000円
オフィスC	40,000円
オフィスD	55,000円
産業支援ルーム	120,000円

備考 使用期間が1月に満たない場合は、当該月の現日数を基礎として日割りにより算定する（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）。

令和2年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

伊那市産業と若者が息づく拠点施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市体験交流施設条例

(設置)

第1条 伊那市における観光振興及び地域住民活動の振興に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定により、体験交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 新山ふるさと体験館

位置 伊那市富県1777番地4

(事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光振興に関すること。
- (2) 地域住民活動の振興に関すること。
- (3) 移住希望者と地域住民の交流に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の使用の許可、使用の停止等に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開業時間及び休業日)

第6条 施設の開業時間及び休業日は、次のとおりとする。

- (1) 開業時間 午前8時から午後10時まで
- (2) 休業日 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、施設の開業時間及び休業日を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないこ

とができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 施設を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (4) 施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めたととき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第13条 第4条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合における第6条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第7条、第8条及び第10条	指定管理者	市長

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

新山ふるさと体験館を設置するため、提案するものであります。

伊那市公共物管理条例及び伊那市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

(伊那市公共物管理条例の一部改正)

第1条 伊那市公共物管理条例(平成18年伊那市条例第143号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

鉱工業用	1年	毎秒1リットル(1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。)	3,900円
------	----	--	--------

」を

「

鉱工業用	1年	毎秒1リットル(1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。)	4,074円
------	----	--	--------

」に

改め、同表第3項の表中

「

砂利又は砂		1立方メートル(1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。)	230円
切込み		〃	210円
土砂		〃	180円
れき、栗石、玉石類		〃	260円
転石(庭石を除く。)	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個	90円
	粒径50センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	120円
	粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル(1立方メートル未満の端数があ	5,100円

		るときは、1立方メートルに切り上げる。)	
--	--	----------------------	--

」を

「

砂利又は砂		1立方メートル（1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。)	234円
切込み		〃	213円
土砂		〃	183円
れき、栗石、玉石類		〃	264円
転石（庭石を除く。）	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個	91円
	粒径50センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	122円
	粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル（1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。)	5,296円

」に

改め、同表第4項の表中

「

あし、かや	60センチメートル、なわしめ1束（60センチメートル、なわしめ1束未満の端数があるときは1束に切り上げる。)	60円
-------	--	-----

」を

「

あし、かや	60センチメートル なわしめ 1束（60センチメートルなわしめ1束未満の端数があるときは、1束に切り上げる。)	61円
-------	---	-----

」に

改める。

別表に備考として次のように加える

備考 占有期間が1月未満である場合における土地の占有料の額は、この表により算定して得た額に消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課せられ

るべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。

(伊那市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第2条 伊那市準用河川占用料徴収条例(平成18年伊那市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中

「

1 揚水式発電所以外の発電所	$1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$
2 揚水式発電所	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数$

」を

「

1 揚水式発電所以外の発電所	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 1.1$
2 揚水式発電所	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 \times 1.1$

」に

改め、同項第2号の表中

「

鉦工業用	1年	毎秒1リットル(1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。)	3,900円
------	----	--	--------

」を

「

鉦工業用	1年	毎秒1リットル(1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。)	4,074円
------	----	--	--------

」に

改め、同表第3項の表中

「

砂利又は砂	1立方メートル(1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。以下同じ。)	230円
切込み	1立方メートル	210円

土砂	〃		180円
れき、栗石、玉石類	〃		260円
転石（庭石を除く。）	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個	90円
	粒径50センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	120円
	粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル	5,100円

」を

「

砂利又は砂		1立方メートル（1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。以下同じ。）	234円
切込み		1立方メートル	213円
土砂	〃		183円
れき、栗石、玉石類	〃		264円
転石（庭石を除く。）	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個	91円
	粒径50センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	122円
	粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル	5,296円

」に

改め、同表第4項の表中

「

あし、かや類	60センチメートルなわしめ1束（60センチメートルなわしめ1束未満の端数があるときは、1束に切り上げる。）	60円
--------	---	-----

」を

「

あし、かや類	60センチメートル なわしめ 1束（60センチメートルなわしめ1束未満の端数	61円
--------	--	-----

	があるときは、1束に切り上げる。)	
--	-------------------	--

」に

改める。

別表備考に次のように加える。

- 3 占有期間が1月未満である場合における土地の占有料の額は、この表により算定して得た額に消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課せられるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市公共物管理条例及び伊那市準用河川占有料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

長野県の河川法施行細則(昭和40年長野県規則第24号)の改正に準じて改正するため、提案するものであります。

伊那市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市道路占用料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 9 占用期間が 1 月未満である場合における占用料の額は、この表により算定して得た額に消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課せられるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 112 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。

第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第21条第5号中「前条第1項に規定する」を「前条第1項において市が負担することとされている」に改める。

第22条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第42条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第62条第3項中「第18条第3項及び第4項」を「第18条第4項及び第5項」に改め、「、「家賃」とあるのは「使用料」と」を削る。

第63条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

附則第5項中「平成33年3月」を「令和3年3月」に改める。

別表第1中

「

高尾町団地	伊那市山寺2110番地	木造	m ² 30.57	昭和30年度	2戸
	伊那市山寺2116番地	木造	30.57	昭和31年度	1戸

」を

「

高尾町団地	伊那市山寺2116番地	木造	m ² 30.57	昭和31年度	1戸
-------	-------------	----	-------------------------	--------	----

」に、

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度	12戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	20戸

」を

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度	8戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	16戸

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

伊那市生涯学習センター条例（平成18年伊那市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後10時30分」を「午後10時」に改める。

第6条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1項の表中

「

午前8 時30 分から 午後0 時30 分まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時30 分から 午後 10時 30分 まで	午前8 時30 分から 午後5 時まで	午後1 時から 午後 10時 30分 まで	午前8 時30 分から 午後 10時 30分 まで	1時間 につき
--	--------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------------	---	------------

」を

「

午前8 時30 分から 午後0 時30 分まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時30 分から 午後 10時 まで	午前8 時30 分から 午後5 時まで	午後1 時から 午後 10時 まで	午前8 時30 分から 午後 10時 まで	1時間 につき
--	--------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	------------

」に、

「

団体事務室及び女 性団体事務室	1区画 1月10,000円
--------------------	---------------

」を

「

団体事務室	1区画 1月10,000円
-------	---------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和２年６月１日から施行する。

令和２年２月２５日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市生涯学習センターの開館時間を変更する等のため、提案するものであります。

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成 18 年伊那市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) マレットゴルフ場

名称	位置
マレットパークはびろ	伊那市西箕輪 3822 番地 30
花の丘マレットゴルフ場	伊那市高遠町東高遠 996 番地

別表第 1 中

「

勝間マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 5 時から午後 6 時まで
花の丘マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
下山田マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 5 時から午後 6 時まで
三義マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 5 時から午後 6 時まで
南アルプスマレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 5 時から午後 6 時まで
伊那市民体育館	1 月 4 日から 12 月 28 日まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

」を

「

花の丘マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
伊那市民体育館	1 月 4 日から 12 月 28 日まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

」に

改める。

別表第 2 第 13 項第 1 号中

「

個人使用	入場券	一般、高校生	1人1回につき	300円
		小中学生	1人1回につき	200円
	入場回数券	一般、高校生	12回券	3,000円
		小中学生	12回券	2,000円
	年間入場券	一般、高校生	1人1年につき	5,000円
		小中学生	1人1年につき	3,000円

」を

「

個人使用	入場券	1人1回につき	200円
	年間入場券	1人1年につき	5,000円

」に

改める。

別表第2中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第29項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地区マレットゴルフ場を廃止し、及びマレットパークはびろの利用料金を改定するため、提案するものであります。

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業給水条例（平成 18 年伊那市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 32 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する指定の更新をするとき 1 件につき
5,000 円（市内に本店、支店等を有しない場合は、15,000 円）

第 37 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に、「、議会」を「議会」に、「免除の額が 10 万円を超える」を「賠償額が 10 万円以上である」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
仲田 穂積	昭和 27 年 10 月 1 日	長野県伊那市上の原 6031 番地 1	新任
鹿野 剛	昭和 25 年 5 月 16 日	長野県伊那市富県 5628 番地 68	再任
齋藤 敬	昭和 39 年 5 月 5 日	長野県伊那市美篤 4159 番地 2	新任
大倉 博子	昭和 25 年 10 月 11 日	長野県伊那市西箕輪 5094 番地 5	再任

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

山口光委員、鹿野剛委員、山口治委員及び大倉博子委員が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

なか た ほ づみ
仲 田 穂 積

昭和 27 年 10 月 1 日生 (満 67 歳)

本 籍 長野県下伊那郡喬木村 3 番地 1

住 所 長野県伊那市上の原 6031 番地 1

最 終 学 歴

昭和 50 年 3 月 信州大学工学部卒業

職 歴

自 昭和 50 年 4 月
至 平成 29 年 10 月 ルビコン株式会社

公 職 歴

自 平成 31 年 1 月
至 現 在 上の原区長

略 歴

しか の つよし
鹿 野 剛

昭和 25 年 5 月 16 日生 (満 69 歳)

本 籍 長野県伊那市富県 5 6 2 8 番地

住 所 長野県伊那市富県 5 6 2 8 番地 6 8

学 歴

昭和 49 年 3 月 新潟大学人文学部卒業

職 歴

自 昭和 49 年 4 月
至 昭和 60 年 3 月 信州学園伊那女子高等学校教諭

自 昭和 60 年 4 月
至 平成 23 年 3 月 高松学園伊那西高等学校教諭

自 平成 23 年 4 月
至 平成 28 年 3 月 高松学園伊那西高等学校常勤講師

公 職 歴

自 平成 28 年 1 月
至 平成 28 年 12 月 桜井区長

自 平成 29 年 7 月
至 現 在 人権擁護委員

略 歴

さい
齋

とう
藤

たかし
敬

昭和39年5月5日生（満55歳）

本 籍 長野県伊那市高遠町西高遠835番地

住 所 長野県伊那市美篤4159番地2

最 終 学 歴

昭和62年 3月 専修大学法学部卒業

職 歴

自 平成 5年 1月
至 平成22年12月 湯澤房利司法書士事務所

自 平成22年12月
至 現 在 サイトウ・オフィス（自営業）

公 職 歴

自 平成23年 5月
至 現 在 公益社団法人成年後見センター リーガルサポートながの
支部副支部長

自 平成24年 5月
至 平成25年10月 伊那市土地開発公社理事

自 平成25年10月
至 平成26年 2月 伊那市土地開発公社清算人

自 平成28年 8月
至 現 在 伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会委員

自 平成29年 5月
至 令和 元年 5月 長野県司法書士会常任理事

自 平成31年 4月
至 現 在 伊那市社会福祉協議会 福祉サービス苦情解決委員会委員
及びくらしの安心サービス事業運営審査委員会委員

略 歴

おお くら ひろ こ
大 倉 博 子

昭和 25 年 10 月 11 日生 (満 69 歳)

本 籍 長野県伊那市西箕輪 5 0 9 4 番地 5

住 所 長野県伊那市西箕輪 5 0 9 4 番地 5

最 終 学 歴

昭和 48 年 3 月 山梨県立高等看護学院保健婦学科卒業

職 歴

自	昭和 48 年	4 月	諏訪赤十字病院
至	昭和 50 年	3 月	
自	昭和 50 年	4 月	山梨県大月保健所
至	昭和 52 年	3 月	
自	昭和 52 年	4 月	伊那市職員
至	平成 21 年	3 月	
自	平成 22 年	4 月	伊那市非常勤職員
至	平成 24 年	3 月	
自	平成 26 年	4 月	伊那市社会福祉協議会
至	平成 27 年	3 月	
自	平成 27 年	4 月	箕輪町非常勤職員
至	平成 29 年	3 月	
自	平成 29 年	4 月	伊那市社会福祉協議会
至	平成 30 年	3 月	

公 職 歴

自	平成 25 年	4 月	伊那市少年補導委員
至	平成 27 年	3 月	
自	平成 25 年	4 月	上伊那広域連合介護認定審査会委員
至	平成 29 年	3 月	

自 至	平成 2 9 年 現	7 月 在	人権擁護委員
自 至	平成 3 0 年 現	2 月 在	伊那市男女共同参画推進会議委員
自 至	平成 3 0 年 現	4 月 在	伊那人権擁護委員協議会常務委員
自 至	平成 3 1 年 現	4 月 在	伊那人権擁護委員協議会副会長

令和元年度伊那市一般会計第 8 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市一般会計第 8 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和元年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市営駐車場事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市営駐車場事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 2 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 2 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 2 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝